埼玉県内の消費生活相談体制の拡充について

~活性化計画・市町村プログラムから~

2010.4.17 池本誠司

1、相談体制の現状

- (平成21年4月1日現在、70市町村のうち)
- ①週4日以上の相談窓口開設が24市
- ②週4日未満の相談窓口開設が16市27町
- ③相談窓口未設置が2町1村
- 2、県の活性化計画(相談体制拡充関連)
 - ①40市全部に週4日以上の相談窓口を設置(消費生活センター化)
 - ②市町村の相談員が困難な相談に直面したとき、県センターの主任相談員に相談できる体制を整備。
 - ③県から市町村への働きかけ
 - ⇒県消費生活課長・センター長が市町村の消費生活課を<u>個別訪問</u>して、相談窓口の拡充、週4日以上のセンター化、新 PIO NET 配備を要請。重点自治体には、県の部長が訪問して市町村長・部長クラスに要請。
 - ⇒簡易な事案は職員による相談対応ができるよう、職員向け研修会を開催。
- 3、市町村の計画(市町村プログラムの集計状況)
 - (平成22年4月1日現在、合併により64市町村)
 - ① 2 3 年度末までに、<u>6 4 市町村のうち 6 1 市町が週 4 日以上の相談窓口</u>(消費生活センター)を設置する計画。
 - ⇒必ずしも毎日、消費生活相談員を配置できなくとも、<u>職員による相談対応</u>も 含めて相談窓口を4日以上開設。
 - ②このうち
 - ・県西地区の中心市(秩父市)と周辺4町(横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町)が<u>委託方式</u>で広域的センターを設置(秩父市が週3日から4日とし、周辺3町が予算拠出)
 - ・2か所で協定方式の広域的センターを設置
 - (i)本庄市、上里町、神川町、美里町で消費生活センター機能
 - (ii)宮代町、杉戸町で消費生活センター機能
 - ⇒相談窓口開設日でない日は協定先窓口を紹介、簡易なものは職員が対応し 紹介する場合は経緯書を作成する。
 - ③その他の市町は単独で週4日以上の相談窓口(センター)を設置
 - 人口2万人未満の町でセンターを単独設置する例越生町(12,761人)、嵐山町(19,361人) 鳩山町(15,416人)、滑川町(16,816人)
 - ⑤相談窓口未設置の自治体が解消
 - ・1町、1村も平成22年度から相談窓口を設置